

令和4年2月9日

宮城地方労働審議会  
会 長 高木 龍一郎 殿

宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会  
部 会 長 桑村 裕美子

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和4年2月9日、第3回専門部会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部 会 長 桑村 裕美子  
部会長代理 赤石 雅英  
内藤 千香子

家内労働者代表委員

阿部 祥大  
釜石 行雄  
佐藤 齊

委託者代表委員

大泉 康彦  
三塚 亜紀男  
吉田 聡

## 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

## 1 最低工賃を適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

## 2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

## 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目名欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭

## 4 効力発生の日

法定どおり

令和4年2月9日

宮城労働局長  
小林 健 殿

宮城地方労働審議会  
会 長 高木 龍一郎



宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和3年12月1日付け宮労発基1201第4号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部 会 長 桑村 裕美子  
部会長代理 赤石 雅英  
内藤 千香子

家内労働者代表委員

阿部 祥大  
釜石 行雄  
佐藤 齊

委託者代表委員

大泉 康彦  
三塚 亜紀男  
吉田 聡

## 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

## 1 最低工賃を適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

## 2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

## 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目名欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭
コネクタ	差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭

## 4 効力発生の日

法定どおり

## 電気機械器具製造業の改正最低工賃額

品目	工程	規格	現行	改正工賃額		
				改正金額	増減	引上率
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1か所につき 1円64銭	1か所につき 1円78銭	プラス14銭	8.54%
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して定着させることをいう。)		1か所につき 1円75銭	1か所につき 1円90銭	プラス15銭	8.57%
コネクタ	差し(コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭	1ピンにつき 53銭	プラス5銭	10.42%
		リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭	1ピンにつき 41銭	プラス4銭	10.81%

# 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

令和 4 年 4 月 〇〇 日 改正

- 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者.....前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
- 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	<b>端末加工</b> (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	<b>チューブ挿入</b> (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭
コネクター	<b>差し</b> (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭

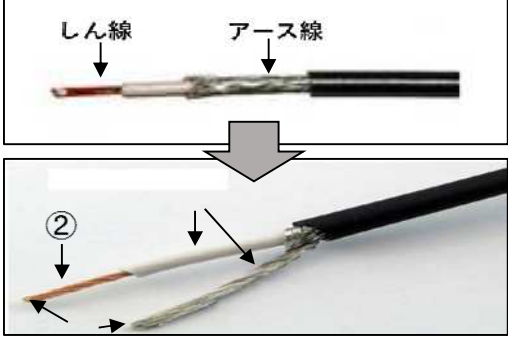
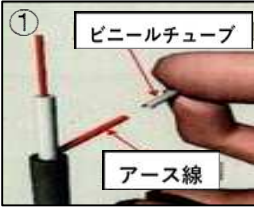
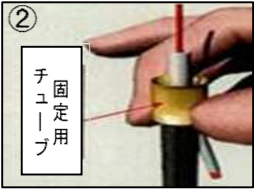
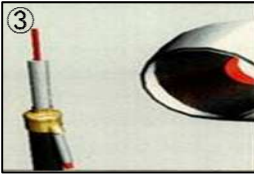
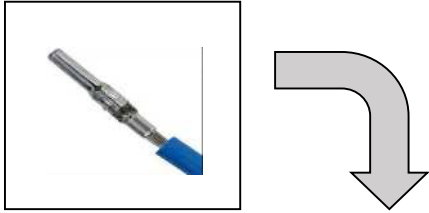

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。また最低工賃額に達していない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。
- 委託状況届の提出（家内労働法第26条）  
委託者は、毎年4月1日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署	022 - 299 - 9075	大河原労働基準監督署	0224 - 53 - 2154
石巻労働基準監督署	0225 - 22 - 3365	瀬峰労働基準監督署	0228 - 38 - 3131
古川労働基準監督署	0229 - 22 - 2112		

## 宮 城 労 働 局

品目	工程	作業の形態説明	規格	金額
シールド線	<p><b>端末加工</b>            (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)</p>	<p>【シールド線】            絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外皮をほどこした電線で時期に対しシールド作用(しゃへい作用)を持っている</p> <p>【端末加工工程】</p>  <p>アース線としん線を分け、アース線によって束にする。            しん線の絶縁被覆をはぎ取る。            アース線としん線をはんだ付けする。</p>	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	<p><b>チューブ挿入</b>            (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱させて密着させることをいう。)</p>	<p>①  よじったアース線にチューブを挿入</p> <p>②  固定用チューブを挿入</p> <p>③  ドライヤー等で加熱固定</p>		1ヶ所につき 1円90銭
コネクタ	<p><b>差し</b>            (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)</p>	<p>端子をコネクタの指定の位置に差し込む</p>  	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
	リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭		